

安息香酸に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年5月12日～令和3年6月10日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>・2006年にビタミンCと反応してベンゼンが検出され、問題になったとのことですが、そのことには全く触れていません。検証されているのであれば、記載すべき。検証していないのであれば、早急に検証すべき。</p> <p>・承認農薬の成分数だけで1,842種(2021/3/31現在)に上っており、添加物(829種)、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え(食品で380種、飼料で100種)、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字になる。そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認し、ADI等の基準を設定している。</p> <p>また、複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするとともに、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>・御指摘いただいた知見については、同時に審議した「安息香酸を有効成分とする飼料添加物」の評価書のⅡの3の(3)ベンゼン生成の可能性に関する検討において、ベンゼンの生成はほとんどないと推察されていると記載しております。</p> <p>・食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第11条第3項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>・複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)やJMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>・本成分の使用及び残留基準に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省及び農林水産省にお伝えします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。